

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年10月21日

香川県病院事業管理者 太田吉夫

香川県病院局管理規程第4号

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="224 470 313 502">附 則</p> <p data-bbox="190 550 492 582">（救急病院看護業務手当）</p> <p data-bbox="134 582 1097 805">12 <u>基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）における看護職員処遇改善評価料の施設基準を満たす</u>県立病院に勤務する職員が、<u>令和4年9月1日から当分の間、当該職員の所掌する看護業務等その他の医療サービスを患者に直接提供する業務に従事したときは、第9条の規定に関わらず、特殊勤務手当として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める救急病院看護業務手当を支給する。</u></p> <p data-bbox="168 805 896 837">（1）<u>看護師、准看護師及び保健師</u> 1月につき8,000円</p> <p data-bbox="168 837 1097 957">（2）<u>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、心理士、管理員及び薬剤師</u> 1月につき4,000円</p> <p data-bbox="168 957 705 989">（3）<u>その他の職員</u> 1月につき4,000円</p> <p data-bbox="134 1037 1097 1220">13 育児短時間勤務職員等及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に対する前項各号に掲げる規定の適用については、同項中「8,000円」とあるのは「<u>8,000円に勤務割合を乗じて得た額</u>」と、「4,000円」とあるのは「<u>4,000円に勤務割合を乗じて得た額</u>」とする。</p>	<p data-bbox="1209 470 1299 502">附 則</p> <p data-bbox="1176 550 1478 582">（救急病院看護業務手当）</p> <p data-bbox="1120 582 2083 766">12 <u>看護職員等処遇改善事業補助金の交付の対象となる</u>県立病院に勤務する看護師、准看護師又は保健師が、<u>令和4年1月1日から同年8月31日までの間に当該職員の所掌する看護業務に従事したときは、第9条の規定に関わらず、特殊勤務手当として、1月につき3,500円の救急病院看護業務手当を支給する。</u></p> <p data-bbox="1120 1037 2083 1149">13 育児短時間勤務職員等及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>3,500円</u>」とあるのは、「<u>3,500円に勤務割合を乗じて得た額</u>」とする。</p>

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和4年11月21日から施行する。
- 2 改正後の香川県病院局企業職員の給与に関する規程（以下「新規程」という。）附則第12項及び第13項の規定は、令和4年9月1日から適用する。
（救急病院看護業務手当の内払）

3 改正前の香川県病院局企業職員の給与に関する規程（以下「旧規程」という。）附則第12項及び第13項の規定により支給された救急病院看護業務手当は、新規規程附則第12項及び第13項の規定による救急病院看護業務手当の内払とみなす。